（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成三十年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4825	0.3571
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9650	0.2606
同上0.30以上0.40未満のもの	2.0265	−0.0579
同上0.40以上0.50未満のもの	3.1845	−0.5211
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8443	−1.3510
同上0.60以上0.70未満のもの	6.5620	−2.3816
同上0.70以上のもの	6.6585	−2.4492

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7362	0.5810	0.5603	0.1660	0.3279	0.1660
同上0.10以上0.20未満のもの	0.7362	0.5810	0.7263	0.1494	0.6138	0.1374
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0675	0.5148	1.0375	0.0872	0.8665	0.0868
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4724	0.3933	1.5563	−0.0685	1.3359	−0.0540
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7608	−0.1220	2.5730	−0.4752	2.1663	−0.3861
同上0.50以上0.60未満のもの	3.8651	−0.6742	3.6935	−1.0355	3.1411	−0.8736
同上0.60以上0.70未満のもの	5.3743	−1.5798	5.8100	−2.3054	5.1460	−2.0765
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8099	−2.5847	8.0925	−3.9032	7.8020	−3.9357
同上0.80以上0.90未満のもの	7.1780	−2.8792	8.0925	−3.9032	7.8020	−3.9357
同上0.90以上1.00未満のもの	7.1780	−2.8791	8.0925	−3.9032	7.8850	−4.0104
同上1.00以上のもの	7.1780	−2.8791	8.0925	−3.9032	7.8850	−4.0105

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成二十九年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5175	0.38295
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0350	0.27945
同上0.30以上0.40未満のもの	2.1735	−0.06215
同上0.40以上0.50未満のもの	3.4155	−0.55895
同上0.50以上0.60未満のもの	5.1957	−1.44910
同上0.60以上0.70未満のもの	7.0380	−2.55448
同上0.70以上のもの	7.1415	−2.62698

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7433	0.5866	0.5657	0.1676	0.3771	0.1676
同上0.10以上0.20未満のもの	0.7433	0.5866	0.7333	0.1509	0.6411	0.1412
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0778	0.5197	1.0475	0.0880	0.9050	0.0884
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4866	0.3970	1.5713	−0.0691	1.3953	−0.0587
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7874	−0.1233	2.5978	−0.4797	2.2626	−0.4056
同上0.50以上0.60未満のもの	3.9024	−0.6808	3.7291	−1.0454	3.2808	−0.9147
同上0.60以上0.70未満のもの	5.4261	−1.5951	5.8660	−2.3276	5.1956	−2.0636
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8756	−2.6097	8.1705	−3.9408	7.8772	−3.9407
同上0.80以上0.90未満のもの	7.2472	−2.9071	8.1705	−3.9408	7.8772	−3.9407
同上0.90以上1.00未満のもの	7.2472	−2.9070	8.1705	−3.9408	7.9610	−4.0161
同上1.00以上のもの	7.2472	−2.9070	8.1705	−3.9409	7.9610	−4.0162

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第明治三十種郵便物認可
発行所　〒一〇一－〇〇四一　東京都千代田区神田駿河台二－四－一　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　一部二、六〇〇円（本体二、四一六円）　（配送料別）